

## 裁 決 書

山形県東村山郡中山町大字長崎 4287 番地 10

審査申立人 木 村 幸 広

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 5 年 11 月 20 日付けで提起された同年 9 月 17 日執行の中山町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）に対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和 5 年 9 月 22 日付けで、中山町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に異議の申出をしたところ、町委員会は同年 10 月 31 日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。申立人はこれを不服として、同年 11 月 20 日付けで、当委員会に対し、原決定の取消しと本件選挙の当選人田宮昌幸（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てを行った。

申立人は、当選人について、令和 5 年 6 月 17 日から引き続き 3 箇月以上中山町内に住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことが明らかであることから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消し、本件選挙における当選人の当選を無効とすべきであるとしている。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）における住所を認定する理由について、主なものとしては「居住期間」と「私的生活における家族との関わり」に大きく分類され、この両者の間では「私的生活における家族との関わり」が「居住期間」に優先する。
- (2) 当選人は、山形県東村山郡中山町大字岡 113 番地に所在する住居（以下「中山町宅」という。）において、当選人の妻や家族とは同居しておらず、生計を一にする妻等は山形県寒河江市に所在する住居（以下「寒河江市宅」という。）に居住している。

家具その他の資産の移動もなく、当選人の妻も、令和 5 年 6 月及び 7 月は

- 「当選人が寒河江市宅で洗濯や夕食を摂ることもあった」と証言しており、このことは生活の本拠が寒河江市宅にあったことを示している。
- (3) 当選人は「住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）の許可を取る際に住所を移す必要があった」と言うが、その根拠が不明である。
  - (4) 町委員会が中山町宅を調査したのは令和5年10月11日及び23日であるが、この時点で一人暮らしに必要な家財があったのかが不明である。
  - (5) 当選人の中山町宅に係る賃貸借契約期間は令和5年6月10日から令和6年5月31日までであるが、住民票の異動は令和5年6月5日となっており、同日は住民票をどこに異動したのかが不明である。
  - (6) 中山町宅は、民泊施設、法人の事務所及び芸術家のアトリエを兼ねているとのことだが、当選人が占有する場所の大きさが不明である。
  - (7) 中山町宅における電気、水道及びガスの使用状況について、民泊の開始やイベントの開催などがあったことから、令和4年と比較して使用量が増加したとしても当選人の居住を示す証拠にはならない。また、水道及びガスの使用量は申立人の自宅におけるそれと比べて少なく、連日自炊生活をしていたものとは思えない。
  - (8) 町委員会の決定書には、寒河江市宅の電気、水道及びガスの使用量についての記載がないが、令和4年の使用量との比較などの調査を行ったのかが不明である。
  - (9) 当選人の妻は、当選人が令和5年6月及び7月においては寒河江市宅に戻ることも多かったと言っており、当選人は、飲酒を伴う集まりに参加したときにも寒河江市宅に帰宅しているが、当選人が飲酒を伴う集まりに参加した後に寒河江市宅に帰ったのが3箇月間に何回あったのかが不明である。併せて、お盆期間はどのようにしていたのかも不明である。
  - (10) 町委員会は生活の本拠が寒河江市宅にあったと判断することは難しいとするが、判断に当たっては、寒河江市宅の実態や近隣住民の調査が必要である。
  - (11) 郵便局への住所異動や郵便物転送に係る届出の有無が明らかにされておらず、郵便受けの設置状況や、中山町宅及び寒河江市宅の表札の状況も不明である。
  - (12) 自動車運転免許証の住所異動の手続きを行っていないとのことだが、引越の際に最低限必要なものであると考える。
  - (13) 申立人が、中山町宅が所在する岡地区の住人に聴き取りをしたところ、「告示前、地域の方が2人で、当選人を案内・紹介して個別に訪問してきたが、その時はじめて当選人の存在を知りました」と言う方がほとんどだったことから、当選人の生活の本拠は中山町宅になかったものとする。

## 争 点

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項には、「日本国民たる年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、また、同じく法第 10 条第 1 項第 5 号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の期日まで引き続き 3 箇月以上、すなわち、少なくとも令和 5 年 6 月 17 日から同年 9 月 17 日までの間（以下「本件期間」という。）、中山町内に住所を有していたか否かが争点である。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を受けるとともに、申立人から反論書の提出を受けた。また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、意見書及び証拠書類の提出を受けるとともに、申立人及び当選人からの申立てによる口頭意見陳述を実施し、町委員会、申立人及び当選人に対し質問を行い、関係場所の検証や中山町宅及び寒河江市宅それぞれの近隣住民を含む参考人 10 名から陳述の聴き取りを実施するなど、慎重に審理を行った。

その結果は次のとおりである。

### 1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明

本件審査の申立てに対する町委員会の弁明を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 申立人は、「私的生活における家族との関わり」が「居住期間」に優先するとしているが、これは家族と共に居住していた者が、家族と離れて居住した後もその関わりが変わらない場合は、前住所地を住所と認定するとの考えであり、当選人には当てはまらない。
- (2) 申立人は、家具その他の資産の移動がないことについて、生活の本拠は寒河江市宅にあったことを示しているとするが、当選人は寒河江市宅から布団や衣類等の生活用品を持ち出しており、また、中山町宅の当選人の専有部分には寝具一式が、洗面所には洗面用具がそれぞれ置かれ、浴室には洗濯物が干され、台所には事務作業用のパソコンやプリンターなどが置かれていたことから、申立人の主張には理由がない。

- (3) 申立人は、中山町宅にて民泊や各種イベントが行われていたことから、電気、水道及びガスの使用量について単純に令和4年と比較することはできないと言うが、民泊は、令和4年9月の稼働以降、多くても月に1泊程度で、少人数の利用のみであり、各種イベントについても、電気、水道及びガスの使用量は微量であると推測されるため、比較は可能であると判断した。当選人は中山町宅で自炊し、光熱水は節約に努めていると述べていることや、各使用量は増加していることから、当選人の主張には信ぴょう性がある。
  - (4) 申立人は、当選人が令和5年6月及び7月は寒河江市宅に戻り、洗濯をすることや夕食を摂ることも多かったことから、当選人の生活の本拠は寒河江市宅にあったと主張するが、当選人の妻は、その場合であっても中山町宅に戻ることが多かったと述べており（注釈：寒河江市宅に戻ることが多かったとは述べていない。）、寒河江市宅での洗濯や夕食は数日間であり、その数日間についても中山町宅に戻って就寝する日が多かったと証言している。
  - (5) 郵便局への住所異動や郵便物の転送に係る届出については、住所変更に伴い手続が義務付けられているものではなく、それをしていないことが当選人の中山町宅での居住の意思を否定する理由とはならない。
  - (6) 当選人は、中山町宅について自らの夢を実現することができる可能性の高い理想の環境であると述べており、また、中山町宅が所在する地区の町内会にも加入し、回覧板のやり取りや町広報誌の配付を受けるとともに町内会の行事にも参加していることから、中山町宅に定住する意思があると思われ、住所を移すに至ったと考える。
- 2 町委員会の弁明に対する申立人の反論
- 町委員会の弁明に対する申立人の反論を要約すれば、次のとおりである。
- (1) 洗濯や夕食の準備は一人で生活する男性にとって大きな仕事であり、これまで家族がその役割を担っていたとすればなおさらであり、「寒河江市宅で洗濯や夕食を摂ることもあった」との妻の証言も、家族との関わりが変わっていないことを示している。  
また、郵便物の転送届の手続を行っていないことから、家族との関わりが変わっていないと言えるのではないか。
  - (2) 原決定において、客観的な生活の本拠としての実態を具備しているか否かを客観的に証明することは困難であるとしているが、客観的に証明することが困難であるとするれば、生活の本拠としての態様をなしていないことを意味するのではないか。
  - (3) 当選人は、民泊の許可を取る際に住所を移す必要があったと発言しているが、どこにその規定があるのかが不明である。もし当選人が言うように、民泊の利用が月に一日程度であるとするれば、家族と離れ住所を移して単身

で生活する必要性はどこにあったのかが不明である。

- (4) 水道の使用量について、民泊の利用日が1日から2日になれば2倍になり、影響が大きいことになる。民泊の利用実績を明らかにすべきである。
  - (5) 本件期間において、中山町宅における宿泊は計48日、51.6%だけであり、生活の本拠がないと言える。
  - (6) 当選人は、グループホームにおける夜勤の前後において、どこから出発して夜勤に入り、夜勤明けにどこに帰宅したのかを明らかにすべきである。
- 3 本件審査の申立てに関する当選人の意見

本件審査の申立てに関する当選人の意見を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 中山町宅は高さ2.5m以上の黒塀により道路から敷地内が見えず、西側は畑と果樹園に囲まれ西側道路からも見えない。毎週ごみ集積所に行くが、会ったのは半年間でも5名程度で、日中は人と出会うことがほとんどない地区である。申立人は、どこに住んでいる人から「居住していない」と確認したのかが疑問である。
- (2) 銀行員時代に単身赴任を経験し、自炊に必要な家財道具等は熟知しており、一人キャンプなどで光熱費等の節約術を身に付けている。中山町宅には大型家具のほとんどが備え付きであり、転居後に網戸やエアコンが取り付けられたが、エアコンなしでの生活が可能な家屋であった。
- (3) 本件期間中の民泊の宿泊客は、令和5年6月17日に1人、同月23日及び24日に1人連泊、同年8月11日に2人の計4日だけであり、食事は外食や出前で対応しているため、電気、水道及びガスの使用量への影響はほとんどない。また、本件期間中に行われた各種イベントは令和4年と同内容であり、電気等の使用量も同程度である。なお、申立人の自宅の光熱水費との比較は無意味である。
- (4) 寒河江市宅における電気の令和4年の使用量との比較について、寒河江市宅で日中生活していたのは高齢の母であり、本件期間中は夏場の異常気象による高温のためエアコンをフル稼働していたとのことから無意味である。当選人が以前単身赴任した際もそうであったように、寒河江市宅において4人世帯が3人世帯になったことによるガスや水道量の減少は考えられず、比較は無意味である。
- (5) 寒河江市宅の近隣住民に対しては多く声を掛けるようにし、「家族仲や夫婦仲が悪い」などのうわさが立たないように気を付けており、また、町内会の集まりにおいても、民泊の手伝いをするので移転すると説明していた。
- (6) 令和4年から中山町宅と関わりがあり、以前から民泊にも関心や憧れがあった。中山町宅の民泊代表者に全面的に協力する考えを持っていたが、その代表者が民泊の住所に居住していない状態が続いていることを知り、自

らが管理人として移住することを考え始めた。

- (7) 申立人は、生活の本拠の判断材料として、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の存否を挙げるが、専業主婦が当たり前の時代であれば判断基準となり得るが、今の時代において離婚せずに別居した場合、その場所が生活の本拠と認められないのか。寒河江市宅に高齢の母を残しての妻との同居は不可能であり、単身での移住となっている。
- (8) 本件期間において、中山町宅に宿泊したのが計48日、グループホームでの夜勤が計23日、寒河江市宅等への外泊が計22日となっている。飲酒を伴う集まりに参加した際には、交通の事情（中山町宅の最寄りの鉄道の駅付近にある飲食店から中山町宅までの自動車運転代行料金は1,200円であり、かつ、手配が不便であるのに対し、当該駅から寒河江市宅の最寄りの鉄道の駅までの鉄道の運賃は190円である。）により寒河江市宅に宿泊することもあったが、これらの記録が、中山町宅に生活の本拠を移したことを証明している。

#### 4 当委員会が認定した事実

町委員会及び当選人から提出された証拠書類等、質問への回答、関係場所の検証や参考人陳述の聴き取り等から次の事実が認められる。

##### (1) 住民票上の住所について

イ 当選人は、令和5年6月5日（月曜日・友引）を転入日として、寒河江市宅から中山町宅への住所異動を届け出た。それ以降、本件期間中の住民票上の住所は中山町宅であった。

ロ 寒河江市宅で同居していた当選人の妻、長男及び義母は、本件期間中、中山町宅への住所異動をしていない。

##### (2) 住民票を異動した経緯について

中山町宅は、元々は重要文化財である柏倉家住宅（九左衛門家）の分家とされる柏倉清右衛門家の昔ながらの建物で、当選人が住所異動を届け出る前から、特定非営利活動法人（以下「法人X」という。）の事務所が置かれていたほか、一部では賃借人（以下「A氏」という。）による民泊が営まれていた。また、法人Xの会員である芸術家（以下「B氏」という。）が、民泊が営まれていた建物と隣接する同敷地内の建物をアトリエとして使用していた。

当選人は、以前から民泊及びいわゆる古民家に関心があり、令和4年8月頃に中山町宅を訪れるようになってからは、B氏や法人Xの関係者（以下「C氏」という。）に対して中山町宅への思いを話すことがあったほか、令和5年5月には中山町宅の敷地内において一人でキャンプを行った。

一方、当選人は、民泊を営むには対象の住宅が現に人の生活の本拠として

使用されている家屋である必要があると認識していたところ、令和5年になってから知人であるA氏が中山町宅に居住していないことを知り、法令違反により中山町宅において民泊を営めなくなるのではないかと危惧し、自身が管理人として住むことを考え始めた。

以上の関心や思いなどから当選人は、自身が中山町宅に住むことを考え、令和5年4月頃には、以前から中山町宅の所有権移転に向けて手続を進めていたC氏に対して、中山町宅に住みたい旨を訴えるようになった。

なお、民泊の対象となる家屋については、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第2条において、現に人の生活の本拠として使用されている家屋（第1号）、入居者の募集が行われている家屋（第2号）又は随時その所有者、賃借人若しくは転借人の居住の用に供されている家屋（第3号）のいずれかに該当することが必要である旨規定されている。このうち同条第3号の家屋は、山形県のホームページに掲載されている「住宅宿泊事業の手引き」において、「既存の家屋において、その所有者等が使用の権限を有しており、少なくとも年1回以上は使用している家屋」であるとされている。

### (3) 中山町宅の賃貸借契約について

C氏は令和5年6月9日に中山町宅の所有者となり、C氏と当選人は同月10日（土曜日・先勝）付けで次の内容を含む建物賃貸借契約を締結した。なお、本件期間中、賃料は手渡しにより支払われ、次のハ及びニの支払は相殺された。

- イ 賃貸借の期間は、令和5年6月10日から令和6年5月31日までとし、契約期間満了日の1箇月前までに申出が無いときは1年間更新すること。
- ロ 当選人の専有部分は、1階8畳間とすること。
- ハ 当選人はC氏に対し、共有部分の維持管理費及び光熱水費などとして1月につき1万円を賃料と共に支払うこと。
- ニ 当選人は、居住するに当たり、敷地内の草刈り、庭木の手入れ、冬季間の除雪及び建物全体の清掃を行い、敷地内の樹木、庭及び建物の保全に努め管理すること。C氏は当選人に対し、管理費用として1月につき1万円を支払うこと。

### (4) 中山町宅への家財搬入等について

- イ 当選人は、令和5年5月20日に、友人から譲り受けた茶たんすとテーブルを当該友人宅から中山町宅の台所に運び込んだ。
- ロ 当選人が中山町宅の賃貸借契約を締結した時点で、中山町宅には、冷蔵庫や洗濯機、たんすなど様々な家財が備え付けてあった。
- ハ 当選人は、令和5年6月13日に、寝具類や衣類等を寒河江市宅から中

山町宅の専有部分に運び込んだ。

ニ 当選人は、令和5年6月17日までの間（具体的な日付は不明）に、上記イ及びハに記載の家財のほか、キャンプ用品、洗面道具、押入れたんす、愛用の調理器具や食器、そば打ちの道具等を寒河江市宅から中山町宅に運び込んだ。

ホ 当選人は、令和5年6月（具体的な日付は不明）に、アイロン、アイロン台、電子レンジ、三分別のごみ箱、掃除道具、食器類等を購入し、中山町宅に運び込んだ。

(5) 中山町宅の状況について

イ 中山町宅には、木造2階建ての建物、アトリエとして使用されている建物及び土蔵造りの倉庫がある。当選人の専有部分がある木造2階建ての建物には、1階に和室が5部屋（このうち1部屋を当選人が専有）、食堂も兼ねた台所、洗面所、浴室、便所、物置及び土間があり、2階に和室が2部屋ある。

ロ 当選人は、賃貸借契約締結後、中山町宅の郵便受けに、民泊の表示などと共に「管理人 田宮 昌幸」と表示した。

ハ 当選人の賃貸借契約締結後、1階の共有部分の和室にエアコンが設置された。

ニ 本件期間中の民泊の実績は、令和5年6月17日に1人、同月23日及び24日に1人（連泊）、同年8月11日に2人であり、食事はバーベキューや出前などであった。

ホ 法人Xは、本件期間以前から、月に1回の頻度で中山町宅において役員会の定例会を開催していた。なお、令和4年以降（本件期間も含む。）、法人Xの事務所に事務員は常駐していなかった。

へ 中山町宅には、令和4年以降（本件期間も含む。）、業務用冷凍庫が設置されていた。

ト 中山町宅は、令和4年7月9日及び10日並びに令和5年7月1日及び2日に開催された（旧）柏倉九左衛門家紅花まつりの一会場として使用され、当該会場ではハンカチの紅花染め体験などが行われた。また、令和5年3月18日、同月19日及び21日に開催された柏倉九左衛門家ひなまつりの一会場としても使用され、ひな人形の展示のほか、茶道・香道体験やハンカチの紅花染め体験などが行われた。

チ 中山町宅と寒河江市宅の間の自家用車での移動時間は、通常10分前後である。また、中山町宅は、最寄りの東日本旅客鉄道左沢線・羽前長崎駅及び当該駅付近にある当選人が利用していた飲食店から2キロメートル程度離れている。



(6) 寒河江市宅の状況について

- イ 本件期間中、寒河江市宅には、当選人の妻、長男及び義母が引き続き住んでいた。
- ロ 当選人の自室は、中山町への転入を届け出る以前から無かった。
- ハ 表札は、中山町への転入を届け出る以前から掲げられていなかった。
- ニ 寒河江市宅は、最寄りの東日本旅客鉄道左沢線・寒河江駅から徒歩で数分以内の場所にある。なお、中山町宅の最寄りの駅から寒河江市宅の最寄りの駅までの鉄道の所要時間は7分で、運賃は190円である。

(7) 生活について

イ 起臥について

- (イ) 本件期間（93日間）中、当選人は、中山町宅において計48回就寝した。
- (ロ) 本件期間（93日間）中、当選人は、寒河江市宅において計21回就寝した。このうち、親族以外の者と寒河江市内又は中山町内において飲酒を伴う外食をした後に寒河江市宅で就寝した回数は計8回であった。
- (ハ) 本件期間（93日間）中、当選人は、中山町内に所在するグループホーム（以下「グループホームY」という。）において、計23回夜勤に従事した。
- (ニ) 本件期間（93日間）中、当選人は、かつての仕事の関係者と共に、町外の温泉旅館に計1回宿泊した。
- (ホ) 本件期間の初期（令和5年6月17日から同月30日までの14日間）において、当選人は、中山町宅において計8回、寒河江市宅において計2回就寝し、グループホームYにおいて計4回夜勤に従事した。
- (ヘ) 本件期間中のいわゆるお盆期間を含む令和5年8月11日から同月20日までの10日間において、当選人は、中山町宅において計6回、寒河江市宅において計2回就寝し、グループホームYにおいて計2回夜勤に従事した。

ロ 食事について

- (イ) 本件期間中、当選人は、中山町内のスーパーマーケットやドラッグストアで食材を購入し、中山町宅において自炊することが大半であった。
- (ロ) 本件期間中、B氏やC氏は、中山町宅において、当選人が作った昼食を複数回食べた。
- (ハ) 本件期間中、当選人は、日曜日の夕食に限り、近隣の市に在住する長女と共に寒河江市宅で摂ることが多かった。その回数は、本件期間中の日曜日の夕食全14回中9回であった。
- (ニ) 上記(ハ)を除くと、本件期間中、当選人は、グループホームYにおけ

る夜勤の前後においても、中山町宅において食事をすることが多かった。

- (ホ) 当選人が中山町宅で起臥するようになる前は、寒河江市宅では通常、当選人と当選人の妻と義母の3名が一緒に夕食を摂っていたが、当選人が中山町宅で起臥するようになってからは、当選人の妻と義母はそれぞれ異なる時刻に夕食を摂るようになった。

#### ハ 洗濯について

- (イ) 本件期間中、当選人は、中山町宅に備え付けてあった洗濯機を利用しておおむね2日から3日に1回の頻度で洗濯し、中山町宅でアイロンがけもしていた。
- (ロ) 本件期間中、当選人は、寒河江市宅に泊まったときに洗濯物を置いていくことなどはあったが、定期的に寒河江市宅に洗濯物を持って行くことはなかった。

#### ニ ごみ出しについて

本件期間中、当選人は、中山町宅のもやせるごみを所定のごみ集積所に主に木曜日に出していた。なお、当該ごみ集積所におけるもやせるごみの収集日は、毎週月曜日及び木曜日であった。

#### ホ その他

本件期間中、当選人は、中山町宅の草刈りや庭木の手入れ、清掃等の管理、ボランティア活動、同町出身の落語家の後援会活動など、中山町内において日中の活動を行うことが大半であった。

#### (8) 電気、水道及びガスについて

##### イ 中山町宅における電気、水道及びガスについて

中山町宅における電気、水道及びガスの使用について、当選人は賃貸人であるC氏と令和5年6月10日付けで契約した。

なお、本件期間中、中山町宅における電気、水道及びガスは、当選人以外の者によっても使用された。

##### (イ) 電気使用量 (kWh)

検針月	令和4年 (A)	令和5年 (B)	増減 (B - A)
1月	不明	162	-
2月	不明	170	-
3月	不明	188	-
4月	196	200	+4
5月	207	222	+15
6月	186	214	+28

7月	318	337	+19
8月	331	403	+72
9月	268	458	+190
10月	183	不明	-
11月	162	不明	-
12月	152	不明	-

検針は、毎月20日頃に行われた。

(ロ) 水道使用量 (m<sup>3</sup>)

検針月	令和4年 (A)	令和5年 (B)	増減 (B - A)
2月	不明	0	-
4月	不明	6	-
6月	3	8	+5
8月	12	22	+10
10月	10	21	+11
12月	50	不明	-

検針は、偶数月ごとに当該月の7日頃に行われた。

(ハ) ガス使用量 (m<sup>3</sup>)

検針月	令和4年 (A)	令和5年 (B)	増減 (B - A)
1月	閉栓	閉栓	-
2月	閉栓	閉栓	-
3月	閉栓	3月1日開栓	-
4月	閉栓	0.9	+0.9
5月	閉栓	0.2	+0.2
6月	閉栓	0	±0
7月	閉栓	0.8	+0.8
8月	閉栓	1.3	+1.3
9月	9月5日開栓	1.4	+1.4
10月	0.1	1.8	+1.7
11月	0	不明	-
12月	0.4 0.1 (12月20日閉栓)	不明	-

検針は、毎月2日頃に行われた。

また、給湯器の熱源は灯油であり、ガスは、台所のガスコンロのみで

使用された。

なお、令和4年9月5日から同年12月20日までの間開栓されたのは民泊で使用するため、令和5年3月1日に再度開栓されたのは柏倉九左衛門家ひなまつりで使用するためであった。

ロ 寒河江市宅における電気、水道及びガスについて

寒河江市宅における電気、水道及びガスの契約者は、本件期間中も引き続き当選人のままであった。

(イ) 電気使用量

不明

(ロ) 水道使用量 (m<sup>3</sup>)

検針月	令和4年 (A)	令和5年 (B)	増減 (B - A)
1月	84	80	-4
3月	71	71	±0
5月	83	77	-6
7月	82	75	-7
9月	82	75	-7
11月	78	不明	-

検針は、奇数月ごとに当該月の18日頃に行われた。

(ハ) ガス使用量 (m<sup>3</sup>)

支払月	令和4年 (A)	令和5年 (B)	増減 (B - A)
1月	5	7	+2
2月	7	7	±0
3月	7	7	±0
4月	6	5	-1
5月	6	7	+1
6月	6	5	-1
7月	4	4	±0
8月	5	4	-1
9月	5	5	±0
10月	3	3	±0
11月	6	4	-2
12月	6	4	-2

検針日は不明であり、料金の支払月ごとの使用量である。

(9) 町内会関係について

イ 当選人は、令和5年6月に中山町宅が所在する地区の町内会に加入した。

ロ 当選人は、本件期間中、中山町宅が所在する地区の町内会において、隣人と主に対面で回覧板のやり取りなどをしていた。

ハ 当選人は、本件期間中、中山町宅が所在する地区の町内会の次の行事に参加した。

(イ) 令和5年7月2日（日曜日）の水路の掃除

(ロ) 令和5年8月13日（日曜日）の盆踊り大会

(ハ) 令和5年8月20日（日曜日）の山道の草刈り

ニ 当選人は、令和4年4月から令和5年9月24日までの間、寒河江市宅が所在する地区の町内会の町会長を務めていた。なお、当該町内会の会則上、寒河江市に居住していない者が町会長を務めることも可能とされており、当選人は町会長を継続することについて当該町内会と協議済みであった。

ホ 当選人が中山町宅で起臥するようになって以降、寒河江市宅が所在する地区の町内会の町会長用務のうち、令和5年7月29日に開催された当該町内会のビアパーティーに関するものは当選人が行ったが、月に2回寒河江市から届く広報誌を複数の班に分けてそれぞれの班長宅に配付する用務等は、当選人の妻が当選人に代わって行うようになった。

(10) 仕事について

イ 当選人は、銀行を退職した後、令和4年3月まで中山町商工会に勤務した。

ロ 当選人は、令和5年4月以降（本件期間を含む。）、グループホームYにおいて、原則として週に2回の頻度で、日曜日及び木曜日に夜勤に従事した。夜勤の時間は、原則として、午後8時から翌日午前8時までであった。なお、夜勤終了後の月曜日及び金曜日の午前においては、当選人の妻は勤務のため寒河江市宅には不在であった。

ハ 当選人は、令和4年10月以降（本件期間を含む。）、不定期でB氏の作業補助を務めた。

ニ 当選人は、令和5年6月6日に寒河江市シルバー人材センターを退会した。

(11) その他の活動について

イ 当選人は、中山町商工会に勤めていた時から、中山町において、河川敷や駅前にひまわりを植えたり駅に子供たちの絵を飾ったりするなど、様々なボランティア活動を継続して行っていた。

- ロ 当選人は、令和2年6月に発足した中山町出身の落語家の中山町後援会に当初から携わっていた。
  - ハ 当選人は、令和5年6月1日に法人Xの会員になった。
  - ニ 当選人は、令和5年9月12日に中山町宅に本件選挙に係る選挙事務所を設置した。
- (12) 各種住所変更の手続の有無について
- イ 当選人は、本件期間の始期までに、次の住所変更手続を行った。
    - (イ) マイナンバーカード
    - (ロ) 国民健康保険
  - ロ 当選人は、本件期間の終期までに、次の住所変更手続を行った。
    - 一つの銀行口座（令和5年9月）
  - ハ 当選人は、本件期間の終期までに、次の住所変更等の手続を行っていない。
    - (イ) 郵便物（転居届）
    - (ロ) 携帯電話
    - (ハ) 自動車運転免許証
    - (ニ) 自動車検査証
    - (ホ) 自動車保管場所証明（保管場所）
    - (ヘ) 自動車損害賠償責任保険

## 5 当委員会の判断

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）であって、住所の認定に当たっては、「その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）ものとされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）ものとされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

これを本件についてみると、当委員会が、上記4において認定した事実を基に審理した結果は、次のとおりである。

(1) 中山町宅の契約関係等

当選人は、以前から中山町においてボランティア活動など様々な取組を行う中で、同町に所在する中山町宅の活用に強い関心を抱き、令和5年6月10日に賃貸借契約を締結するに至った。当該賃貸借契約は、本件期間を通じて継続されており、また、本件期間において契約内容に係る不履行等のトラブルが発生した事実も認められないことから、少なくとも民法上の契約関係において、当選人が中山町宅に居住していたことを否定する事由は何ら認められない。

なお、申立人は、民泊継続のため中山町宅に住所を移す必要があると当選人が考えた点について、法的根拠がない旨を主張しており、事実として、関係法令の規定上、民泊の用に供する家屋は、現に人の生活の本拠として使用されている家屋に限定されてはいない。しかし、関心を有するとはいえず、実際に民泊に携わった経験のない当選人が、関係法令の正確な解釈について十分な知識を持ち合わせていなかったとしても不自然とまでは言い切れず、このことをもって当選人が住所異動を届け出た動機を否定する理由になるものではない。

また、申立人は、令和5年6月5日（住民票異動日）から同月9日（賃貸借契約期間開始日の前日）までの間、当選人が中山町宅に住民票を異動する上での契約上の拠り所が存在しない旨も主張しているものと解されるが、これは本件期間における当選人の居住の実態についての判断を左右するものではない。

(2) 家財の設置・搬入状況

当選人が中山町宅の賃貸借契約を締結した令和5年6月10日の時点で、中山町宅には冷蔵庫や洗濯機、たんすなど様々な家財が備え付けてあったものであり、当選人が同月13日に寝具類や衣類等を搬入した時点で、中山町宅において起居することは可能になっていたものと認められる。現に、本件期間の初期（令和5年6月17日から同月30日までの14日間）のうち、グループホームYで夜勤をした日数（4日間）を除く期間（10日間）において、中山町宅での就寝（8回）が8割を占めている。

なお、当選人がアイロンやアイロン台、電子レンジ、ごみ箱、掃除道具、一部の食器類等を購入した具体的な日付及び本件期間との先後関係は判然としないが、上記の状況をみるに、本件期間の始期である令和5年6月17日の時点で、一人暮らしをする上で必要最低限の家財はそろっていたものと評価するのが妥当である。

### (3) 当選人の生活状況

本件期間における当選人の生活状況をみると、本件期間（93日間）のうち、グループホームYで夜勤をした日数（23日間）を除く期間（70日間）において、中山町宅で就寝した回数（48回）は全体の7割弱を占めている上、食事や洗濯の場所も中山町宅が中心であったことが認められる。また、グループホームYでの夜勤の前後も中山町宅に居ることの方が多く、日中の主な活動も大半が中山町に係るものであったことがうかがえる。

なお、申立人は、「私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、基本的に家族の居住地が住所と認定される」旨を主張するが、その根拠となる行政事例は、いわゆる単身赴任中の会社員等や、寮や下宿等に居住する学生の住所地についての解釈を示したものであり、当選人の事例に画一的に当てはめて考えるべき性質のものではない。

また、仮に申立人が主張する一般的解釈を当選人の事例に当てはめて考えたとしても、上記のとおり、当選人の家族との関わりは中山町宅において居住を開始した前後で大きく変化していることは論をまたない。この点、本件期間中、当選人が寒河江市宅で就寝した回数（21回）が相当程度の頻度に上っていることも事実であるが、このうち8回は親族以外の者と飲酒を伴う外食をしており、寒河江市宅が所在する地区の町内会のビアパーティーに参加した1回を除いたとしても、7回については交通事情や経済的合理性から寒河江市宅に一時的に宿泊したものと認められ、中山町宅を生活の本拠にしていたことを否定するものとはまでは言えない。

### (4) 電気、水道及びガスの使用状況

本件期間における電気、水道及びガスの使用状況について、まず、中山町宅については、当選人がその施設・設備の全部を使用しているものではなく、B氏は恒常的にその一部を使用しているほか、頻度は高くないと考えられるものの法人Xや民泊利用者等も使用する機会があるものであり、中山町宅における電気、水道及びガスの使用量全体から当選人による使用量のみを特定することは事実上困難である。

また、寒河江市宅についても、当選人の妻、長男及び義母が引き続き居住していることから、当選人の生活状況の変化に伴う使用量の減少を正確に見積もることは困難と言わざるを得ない。

上記の前提に立ちつつも、本件期間を含む期間の中山町宅における電気、水道及びガスの使用量はいずれも前年同期比で増加しているほか、本件期間を含む期間の寒河江市宅における水道及びガスの使用量（電気の使用量は不明）はいずれも前年同期比で横ばい又は減少しており、少なくとも、当選人が寒河江市宅から中山町宅に生活の本拠を移したと矛盾しない傾



向を示しているものと言える。

(5) 町内会・仕事等

当選人は、中山町宅が所在する地区の町内会において、隣人と日常の回覧板のやり取りなどを行うとともに複数の行事にも参加する一方、寒河江市宅が所在する地区の町内会においては、町会長用務の一部を妻に代行してもらうようになるなどの変化が見られる。

また、当選人は、本件期間を通じて、グループホームYにおいて原則として週2回勤務を行っているほか、本件選挙に係る選挙事務所も中山町宅に設置するなど、仕事やその他の活動についても、中山町宅を拠点として、主に中山町内において行っていたものと認められる。

(6) 結論

上記(1)から(5)までの事情を総合的に考慮すると、中山町宅は、本件期間を通じて、当選人の客観的な生活の本拠たる実態を備えていたものと認めるのが相当である。

なお、当選人は複数の住所変更手続を行っていないものの、上記4(2)で認定した当選人の住民票異動の経緯から、当選人の主観的な住所移転の意思は十分に推認されるものであり、ましてや、住所変更手続の有無のみをもって上記の客観的な生活の本拠たる実態を左右し得るものではない。

したがって、本件期間における当選人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心は中山町宅にあり、当選人は本件期間中引き続き中山町に住所を有していたものと認められる。

以上のことから、申立人の主張にはいずれも理由がなく、申立人の異議の申出を棄却した原決定に誤りはない。

よって、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。